



第9章 運営・体制の整備

1 運営・体制の整備の方向性

市は史跡野火止用水を適切に管理し、未来へ確実に継承していくため、職員の専門性の向上はもとより、職員数の拡充を図るとともに、組織体制の充実に努めなければならない。また、恒久的な保存だけでなく、活用・整備の充実させるためにも、庁内外の関係各機関等と十分な連携を図る。

史跡の適切な保護に当たっては、県教委の指導・助言を得つつ、新座市文化財保護審議委員会を始め、専門的知見を有する外部有識者等に対しても適宜助言を求めることが必要である。

また、史跡の広域的な活動のためには近隣市区町と協力しながら連携して取り組むことが効果的である。

野火止用水の学術的な調査の取組は少なく、今後は確実な保存を図るため、長期的な展望を踏まえた学術的な見地に基づく保存管理を進める必要がある。

史跡指定範囲のほとんどは市有地であるが、一部に民有地を含むとともに、市内上流部では住宅が隣接する区間が長い。厳密な保存管理の推進には、地域住民や地権者の協力のほか、文化財行政主管課を核として、建設や土木等の関連各課、活用面では学校教育やシティプロモーション等の関連各課との連携を図り、緊密な連絡調整を行うための庁内連絡会議を設置する必要がある。また、史跡を取り巻く多様な主体との連携・協働を促進するため、行政と地域住民等が協議を行う「(仮称)野火止用水市民会議」の設置を検討する。

2 運営・体制の整備の方法

(1) 管理体制

市は史跡の管理団体として史跡全体を適切に保存管理していく必要があり、その実務は道路行政主管課と市教委の文化財行政主管課が担う。野火止用水を将来にわたり適切に管理することができるよう、専門職員の増員や、組織体制の充実に検討する。

また、史跡の保存・活用・整備は、道路行政主管課や文化財行政主管課が単独で行うのではなく、道路や緑地、環境、地域活動、シティプロモーションを担当する部局を始めとした庁内の連携が不可欠である。そのため、庁内において史跡の本質的価値を共有し、情報共有や支援を受けられる連携体制を構築する。

(2) 他の機関等との連携

史跡の保存・活用・整備は、県の指導・助言を得ながら適切に行う。また、野火止用水の保存活用の推進に当たっては、小・中学校や高等学校、市内3大学を始め、周辺自治体と連携し、保存・活用・整備ができる体制づくりを目指す。



事業の推進に当たっては、新座市文化財保護審議委員会を始め、必要に応じて設置する有識者会議等の様々な専門的分野の指導・助言を得ながら行う。

(3) 地域住民との共存・連携・協働

史跡の保存・活用には地域住民の理解と協力が必要であるとともに、関係団体の参画やボランティア活動との連携・協働が必要である。組織づくりや連絡体制の構築など、地域の方々と共存・連携・協働する体制を作る。

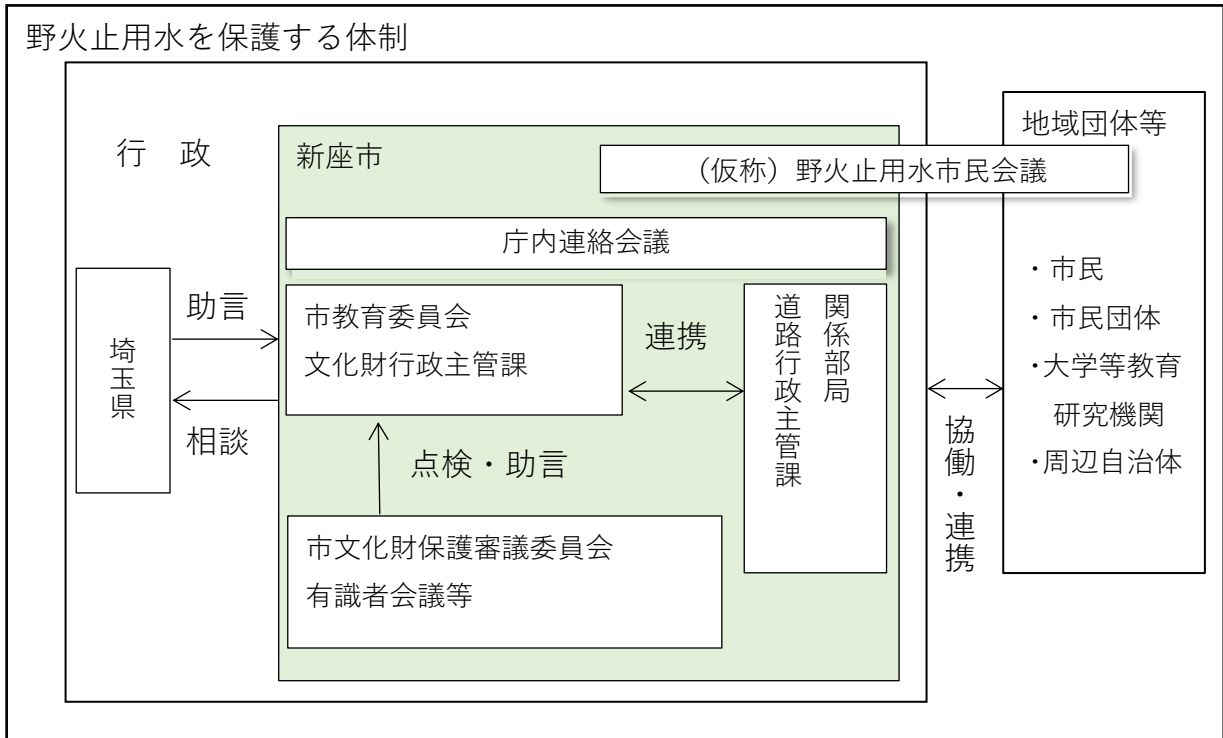


図 53：運営・体制の整備イメージ